

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 9 月 14 日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2011～2015

課題番号：23402053

研究課題名(和文)障害をめぐるEUの政策と各国の相互作用に関する国際比較研究 - 社会的包摂に向けて -

研究課題名(英文)A study on how disability policies interact among the EU and its member states-towards social inclusion

研究代表者

大曽根 寛(OHSONE, HIROSHI)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号：40203781

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の共同研究者グループである「EU障害者雇用研究会」は、研究期間のあいだに、EU本部(引馬)、ドイツ(高橋)、フランス(大曽根)などを数回にわたり訪問し、資料を収集し、最近の状況を調査してきた。この研究の総まとめとして、2015年9月26日に、放送大学東京文京学習センターにおいて「EU障害者雇用セミナー2015 /EU・ドイツ・フランスにおける障害者雇用・就労の近未来」を実施した。このセミナーをもとに、2016年3月には、同名の報告書を刊行した。報告書では、障害者雇用・就労に関する、EUとドイツおよびフランスの実情と相互関係を分析した。

研究成果の概要(英文)：We set the project to find the direction of the State policies about the social protection, to consider the disability policies by the international comparison and to propose certain plan in Japan with friends that called Ms.Hikuma (research of EU), Mr.Takahashi (research of Germany) and Mr.Ohsone (research of France). During the study period, we visited the EU headquarter, Germany, France to collect the documents. We were able to take the big indicators for our country, on the basis of the discussion about the mutual relations among the policies of EU and its member states, at the same time while making reference on the interaction between EU and Germany, France after 2000. As a total summary of this study, we carried out "EU employment seminar in 2015-Near future of the employment and work of the persons with disabilities in EU, Germany France" in the Open University of Japan on September 26, 2015. And after this seminar, we published the report of the same title in March, 2016.

研究分野：社会福祉学A

キーワード：障害者 フランス ドイツ EU 雇用 フランス ドイツ EU

1. 研究開始当初の背景

本研究は、2011年度から2015年度にかけての5年間、科学研究費補助金(基盤研究(B)海外学術調査、研究課題番号:40203781)を受けて実施してきた研究事業である。

1) 本研究の国内・国外の研究動向および位置づけ

EUおよびEU加盟国は、相互に連動しながら、障害者の生活支援と就労支援を両立させるための改革を先行して実施している。これは、わが国が、近時の新しい国際動向を踏まえ、障害者権利条約(2006年、国連総会にて採択)を批准するにあたって、障害者自立支援法における「生活支援」「就労支援」と障害者雇用促進法における「職業支援」の関係を整理しつつ、大幅な法律改定を行っていくにあたって、大きな指針となるであろう。

しかし、これまでの研究は、フランス、ドイツ、イギリスなど国別の調査に特化していたし、雇用・就労、社会福祉、所得保障、医療保障、住宅保障など分野別のテーマに限定して論じられることがほとんどであった。しかし、少子高齢社会・グローバル化社会における持続可能な経済・社会を構築するため、EUレベルにおいては、共通の政策が形成されてきたし、加盟国が、相互に影響を与えつつ、雇用および社会保障政策の改革を重要なテーマとして、足並みを揃えるようにして近時の制度が形成されてきた。このように、EUと加盟各国が影響しあいながら、政策を調和(Harmonisation)させていく流れは、障害に関する政策についても、2000年以降、顕著に見られるところであった。ところが、このような相互的な関係性のなかで、政策が形成されていく姿を正面から取り上げた研究は、これまでは少なかった。

2) 本研究に関する動機と着想に至った経緯
障害者の社会的排除の状況は、日本とEU諸国で類似している。障害者は障害のない人に比べて2~3倍失業のリスクが高く、また、一般労働市場で雇用される障害者は約2割に留まる。多くの障害者が「福祉的就労」と呼ばれる一般労働市場の外場で、最低賃金をはじめ、働く人が通常有する保護と権利を受けぬまま就労している。障害者の労働市場への参入および労働条件の双方にみられる社会的排除の事実は、障害のある個人の人権(勤労権と生活保障)の問題のみならず、社会・経済の安定に関わる課題となっている。これらの課題に対してEUおよびEU加盟国(フランス、ドイツ、イギリス等)は近年、均等待遇(差別禁止)法の制定をはじめとする、障害のメインストリーム化と均等な権利へのアクセスを保障する取組みに力を入れ、これにより障害者の社会参加(経済参加も含む)の促進を目指している。

研究代表者・大曾根寛は、フランスの障害者政策を、社会保障法・福祉政策の視点から30年間研究し続けてきた。直近では、日本学術

振興会の科学研究費補助金を得て、「フランスと日本の新しい障害者政策に関する比較研究」(2008年度-2010年度)を実施している。本研究では、フランスの調査と全体の総括を担当する。

分担研究者・引馬知子は、EUの人権政策を社会政策・経済学の立場から研究しており、科研費によるテーマ「EUの均等(差別禁止)法制と人権保障」(2009年度-2010年度)のもとで、EUやイギリスにおける障害法政策の研究に取り組んでいる。

また、分担研究者・高橋賢司は、ドイツに留学し、労働法学を学び、博士号を取得した研究者であり、ドイツの障害者雇用および保護的就労について、内閣府の研究プロジェクトにもかかわり、この分野の研究実績をあげつつある。

さらに、ヨーロッパにおける研究協力者となることを承諾いただいているDominique Velche(ドミニク・ヴェルシュ氏、フランス人)は、フランス国立障害者問題研究所の研究主幹であり、障害者政策に関する国際比較(特に雇用・就労)の研究をしており、日本との比較研究にも高い関心を示している。研究期間のすべてにわたって、彼の助言と情報提供を受けることとなる。

これらの研究者たちによる学際的な共同研究は、日本における今後の社会的包摂に向けた政策に大きく貢献すると考え、本研究の着想に至った。

2. 研究の目的

本研究では、「障害をめぐるEUの政策と各国の相互作用に関する国際比較研究-社会的包摂に向けて-」をテーマとした。グローバル化と構造改革が進む中、労働と生活が困難に陥りがちであった障害のある人々のおかれた状況を踏まえ、社会的包摂に向けて、労働と福祉に関する国家政策が、どのような方向に進展すべきかを国際比較という手法によって明らかにし、日本における具体策を提言することを目的とした。

このために、障害に関する議論と政策が、2000年以降、急速に展開してきたフランス、ドイツ、イギリス等の事例を参照しつつ、同時にEU(欧州連合)の政策と相互関係に焦点をあて、そこにおける力動的な関係を研究することから、日本への示唆を得ることができると考えた。

3. 研究の方法

本研究は、EUおよびEU加盟国(フランス・ドイツ・イギリス等)の障害者の就労と福祉に関する従来の先行研究をフォローしながらも、最近の制度と実態の把握をするとともに、相互の具体的な影響を実証的に明らかにするため、長期の時間をかける必要がある。特に、政策の実効性とその現実的な効果を正確に把握するには、5年の年月を要すると考えた。

1) 研究期間の前半で実施しなければなら

かったのは、EUおよびEU加盟国(フランス・ドイツ・イギリス等)における、障害者の就労と福祉に関わる近年の法施策の内容と、その具体的な影響を明らかにすることである。特に、ポジティブアクションおよび合理的配慮、これらに対する社会的支援(補助金等)の実際を把握することが必要である。

2) 研究期間の中盤において実施しなければならなかったのは、1)で明らかになった法施策の実施を支える関係アクターと、その役割を明確にすることである。特に、EUおよび加盟国レベルのNGO、関係企業、国際組織(ILO、国連)に焦点を当て、これらアクターの活動やその相互作用、導かれた成果をまとめる。加えて、先駆的な取り組み事例を調査することであった。

3) 研究期間の後半には、障害者の就労支援・生活支援において、EUおよび加盟国、関連アクターの文献および調査研究から明確になった知見が、日本でどのように活かされるかを検討し、モデル化する。研究結果と社会的に不利な立場にある人々のための社会的包摂との関わりについて具体策を提案する形で明確にしようとした。

本研究は、ドイツ、フランス、イギリス等の各法とEU法の相互作用について研究し、日本との国際比較をすることを目的としていた。したがって、障害者政策に関し実績のある、ドイツ、フランス、イギリス等の各法とEUの共通政策について調査を行い、各国の特徴とEUの動向を明らかにすることとした。

これらの調査結果に基づき、EUと各国の政策の相互作用のあり様について差別禁止法タイプ、雇用率システムタイプなどの類型化をし、モデル分析した。

そのモデル分析の成果に基づき、障害者権利条約の批准と実現のための、わが国における政策の枠組みを改革するための理論基盤を形成し、具体策を提示することとした。

4. 研究成果

この研究の総まとめとして、2015年9月26日午後に、放送大学東京文京学習センター多目的講義室において、「EU 障害者雇用セミナー2015」を実施した。

上記のセミナーは、副題を「EU・ドイツ・フランスにおける障害者雇用・就労の近未来」とし、愛知県立大学吉川雅博教授の司会進行のもと、「EU 障害者雇用研究会」のメンバーである引馬知子(田園調布学園大学教授)がEUを担当し、高橋賢司(立正大学准教授)がドイツを担当し、大曾根寛(放送大学教授)がフランスを担当した。全体の総括とまとめの報告は大曾根が行った。

このセミナーには、80人を超える方々に参加していただいたが、さらに広く研究の成果を一般に共有していただくため、本研究事業の一環として印刷物とし、刊行した。

前記セミナーのレポートの内容を中心としながらも、本研究で得られた知見を、さらに報告書として、2016年3月に冊子として取り

まとめわけである。ただし、標記の補助金による研究のテーマは、「障害をめぐるEUの政策と各国の相互作用に関する国際比較研究 - 社会的包摂に向けて -」であり、EUと加盟国の相互作用をも分析することを目的としていたのであるが、「EU 障害者雇用研究会」としては、ヨーロッパの障害者雇用・就労の現状と課題を広く日本の方々を知っていただくために、「EU・ドイツ・フランスにおける障害者雇用・就労の近未来」との表題でセミナーを実施したので、本報告書のタイトルも、この表題を用いている。

本報告書の目次だけを掲げれば、以下の通りである。

第1章 研究の問題意識と研究計画 大曾根寛

第2章 EUの障害政策 引馬知子

第3章 ドイツの障害者政策 高橋賢司

第4章 フランスの障害者政策 ドミニク・ヴェルシュ、大曾根寛

第5章 総括と提言 大曾根寛

付録 プロジェクト参加者による業績一覧

日本は、2014年に「障害者権利条約」を批准したが、障害のある方の雇用・就労については、まだまだ課題が山積している。当研究会の成果を公開することによって日本における障害のある方の雇用・就労の今日的課題を西欧との比較において皆様とともに検討したいと考えたのであるが、今後も本テーマに関し引き続き研究を重ねていくこととしている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計36件)

1. 引馬知子「EUと障害のある人のインクルージョン」、日本障害者協議会、すべての人の社会 No.428、P.10-11、2016年2月
2. 引馬知子「ADAの影響とEUの継続する改革」、ノーマライゼーション 障害者の福祉 35巻7月号、P.18-21、日本リハビリテーション協会、2015年7月
3. 引馬知子「国連障害者権利条約 言葉考「社会的保障」」、ノーマライゼーション 障害者の福祉 32巻11月号、P.41、日本リハビリテーション協会、2015年11月
4. 大曾根寛「フランスにおける障害者の権利に関する新しい法律(2005年法)と障害者のための労働政策」『放送大学研究年報』第32号(放送大学) P1-13、2015年3月
5. 高橋賢司「ドイツの新たな障害者雇用の支援制度～支援付き雇用」すべての人の社会 427号 10-11頁(査読なし)、2015年
6. 高橋賢司「ドイツ法における間接雇用関

- 係の法理」季刊労働法 250 号 93-108 頁
(査読なし) 2015 年
7. 高橋賢司「ドイツにおける命令権の制限に関する新たな判例法理の展開」季刊労働法 251 号 114-130 頁(査読なし) 2015 年
 8. 大曾根寛「フランスにおける障害者の雇用・就労事情」『すべての人の社会』34 巻 7 号(日本障害者協議会) P4-5、2014 年 10 月
 9. Kenji Takahashi, Betriebsbedingte Kündigung, Zeitschrift für Japanisches Recht, S.241-248 (査読なし) 2014 年
 10. 引馬知子「EUにおける障害者施策の動向」日本発達障害連盟編『発達障害者白書 2013 年版』、P.158-159、明石書店、2014 年 9 月
 11. 引馬知子「障害者権利条約批准国の今 - 欧州編 (後編 EU と加盟国の協働) 」、さぼーと 8 月号、P.42 - 48、知的障害者福祉協会、2014 年 8 月
 12. 引馬知子「障害者権利条約の今 - 欧州編 (前編 EU 加盟国の障害者の状況) 」、さぼーと 7 月号、P.44 - 50、知的障害者福祉協会、2014 年 7 月
 13. 高橋賢司「ドイツはなぜ『再規制』を選んだか」労働情報 2014 年 5 月 10 日号、P23-24 (査読なし) 2014 年 5 月
 14. 引馬知子「インクルーシブな社会を目指す EU の実践に学ぶ - 障害を理由とする差別禁止法と関連法政策 - 」、月刊社会運動 402 号、P.11-16、市民セクター政策機構、2013 年 9 月
 15. 高橋賢司「ドイツ」障害者職業総合センター編『欧米の障害者雇用差別禁止法制度』153-164 頁 (査読なし) 2013 年
 16. 高橋賢司「ドイツにおける解雇規制の緩和と補償金制度」連合総研 DU0284 号、4 頁 (査読なし) 2013 年
 17. 高橋賢司「ドイツ労働者派遣法とその改正について」電機連合 NAVI42 号 48 頁(査読なし) 2013 年
 18. 高橋賢司「ドイツ労働者派遣法の改正について」季刊労働法 242 号 57 頁 (査読なし) 2013 年
 19. 高橋賢司「ドイツ労働者派遣法における同一賃金原則」立正大学法制研究所年報 18 号、43 頁 (査読なし) 2013 年
 20. 大曾根寛「障害者権利条約と制度改革推進の基本的方向」『ノーマライゼーション』2012 年 9 月号、P18 - 19、日本障害者リハビリテーション協会、2012 年 9 月
 21. 引馬知子「障害に関する EU 行動計画「欧州障害戦略」、日本発達障害連盟編『発達障害者白書 2013 年版』、(P.61-62)、明石書店、2012 年 9 月
 22. 大曾根寛「ソーシャル・インクルージョンと職業リハビリテーションの方向～障害者権利条約と制度改革の議論を踏まえて～」、日本職業リハビリテーション学会学会誌『職業リハビリテーション』第 25 巻第 2 号 (日本職業リハビリテーション学会) P44-53、2012 年 3 月
 23. 引馬知子、(株) エアクレーレン、内閣府委託報告書『障害者差別禁止法制度に関する国際調査』、P.1-471、2012 年 3 月
 24. 高橋賢司「ドイツ」障害者職業総合センター編『欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題』11 - 31 頁 (査読なし) 2012 年
 25. Kenji Takahashi, Das japanische Arbeitsvertragsgesetz, Zeitschrift für ausländisches und internationales Arbeits- und Sozialrecht "(Max Planck Instiut) S. 174-185 (査読なし) 2012 年
 26. 高橋賢司「ドイツにおける協約単一性の原則」日独労働法協会会誌 13 号 3 頁(査読なし) 2012 年
 27. 高橋賢司「ドイツにおける偽装請負をめぐる法規制」労働法律旬報 1772 号 48 頁 (査読なし) 2012 年
 28. 高橋賢司「書評・藤内和公『ドイツの従業員代表制と法』」日本労働研究雑誌 611 号 78 頁 (査読なし) 2012 年
 29. 高橋賢司「ドイツ労働契約における受領遅滞と不能の法理」立正大学法学部創立 30 周年記念論集 95 頁 (査読なし) 2012 年
 30. 高橋賢司「ドイツにおける集団的労使紛争処理システム」季刊労働法 236 号 52 頁 (査読なし) 2012 年
 31. 高橋賢司「ドイツ」障害者職業総合センター編『欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題』11 - 31 頁(査読なし) 2012 年
 32. 高橋賢司「ドイツ労働法における一般的平等取扱い法 (一) 」立正法学論集 44 号 1 号 147 頁 (査読なし) 2011 年
 33. 引馬知子「EU における障害者差別禁止法制 「障害を事由とする均等(差別禁止) 法制の国際的動向と EU - 多様性を活かす社会の創造に向けて - 」障害者制度改革推進会議差別禁止部会第 2 回 差別禁止に関する諸外国の法制度について (ヒアリング) (資料) 内閣府 (内閣府ホームページ) 2011 年 1 月
 34. 高橋賢司「ドイツ」障害者職業総合センター編『欧米障害者雇用法制の施策と課題』39 頁-57 頁 (査読なし) 2011 年
 35. 大曾根寛「フランスにおける精神障害者への職業支援 - アソシアシオンの活動を中心に - 」日本職業リハビリテーション学会学会誌『職業リハビリテーション』第 25 巻第 1 号 (日本職業リハビリテーション学会) P65-69、2011 年 10 月

36. 引馬知子「EUの公的施設及び公共交通機関の利用における差別禁止について」、障害者制度改革推進会議差別禁止部会第11回 公的施設及び交通施設の利用における差別禁止について(資料)、内閣府(内閣府ホームページ)、2011年12月

〔学会発表〕(計3件)

1. 大曾根寛「差別禁止と合理的配慮の提供の指針に至る経過と理念」職業リハビリテーション学会シンポジウム(2014年8月、岩手県立大学)
2. 大曾根寛「フランスにおける「障害者権利・機会の平等法」(2005年)と障害者雇用・就労政策」社会政策学会(2014年5月、中央大学)
3. 大曾根寛「ソーシャル・インクルージョンと職業リハビリテーションの方向」職業リハビリテーション学会基調講演(2011年8月、愛知県立大学)

〔図書〕(計4件)

1. 引馬知子「「障害者差別解消法」成立までのあゆみ」日本アビリティーズ協会編『共生社会の実現を目指して 障害者差別解消法 - 成立までの経緯と展望』、P.70-82、2015年8月
2. 高橋賢司「ドイツにおける労働者と独立自営業者の区別の基準」『労働法理論の変革への模索』(信山社・2015年)325頁-356頁(査読なし)、2015年
3. 引馬知子「EUの正式確認」長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本概要と展望』、P.249-268、生活書院、2012年10月
4. 引馬知子「障害者の保護雇用にかかわるEU法政策と労働者保護 - 労働の機会と質の確保をめざして」松井亮輔・岩田克彦編『障害者の福祉的就労の現状と展望 - 働く権利と機会の拡大に向けて』を旨して』、P.132-159、中央法規、2011年11月

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大曾根 寛(OHSONE, Hiroshi)
放送大学・教養学部・教授
研究者番号：40203781

(2) 研究分担者

引馬 知子 (HIKUMA, Tomoko)
田園調布学園大学・人間福祉学部・教授
研究者番号：00267311

(3) 研究分担者

高橋 賢司(TAKAHASHI, Kenji)
立正大学・法学部・准教授
研究者番号：60386513